## 建設産業情報(基礎情報)

在外公館名_	在ドイツ日本国大使館	
記入日	平成25年2月6日	

1. 公共事業の所管官庁(国の直轄工事※に係る発注機関)

連邦アウトバーンや連邦道路の整備・管理は委託契約に基づき、州政府が担当して おり、工事の発注は各州政府が行っている。

河川整備、ダム、都市・住宅の整備・管理の権限は州政府又は市町村が有しており、 工事の発注は各州政府又は市町村が行っている。

連邦鉄道の工事発注・管理は委託契約に基づき、ドイツ鉄道等が行っている。 空港又は港湾の工事発注・管理は、当該空港又は港湾の運営会社等が行っている。

2. 国の直轄工事に係る発注機関による入札公告情報の公表状況上記1. により、連邦の直轄工事はない。